確定拠出年金向け説明資料

SBI・i シェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド
（愛称：サクっと全世界債券）

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

◆この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

●本ファンドはグローバルな債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。ベンチマークは、ブルームバーグ・グローバル総合 インデックス（米ドルヘッジ）（円換算ベース）とします。

＜ベンチマークについて＞

ブルームバーグ・グローバル総合 インデックス（米ドルヘッジ）とは、複数の自国通貨市場のグローバルな投資適格債で構成 される基幹インデックスです。この複数通貨建てのインデックスには、先進国市場および新興国市場発行体の固定利付きの 国債、政府機関債、社債、証券化証券が含まれます。

※ ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（米ドルヘッジ）（円換算ベース）は、ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（米ドルヘッジ）をもとに、委託会社が円換算しております。ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（米ドルヘッジ）に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はブルームバーグ社に帰属します。

2. 主要投資対象

◆主としてETF(上場投資信託)への投資を通じて、先進国(日本を含む)の債券へ実質的に投資します。

◆グローバルな債券市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合わせることにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。

ポートフォリオの国・地域別構成比率（以下、構成比率）等がベンチマークの構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

☆投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。

(1) 米国の債券指数に連動する投資対象ファンド　45%

(2) 米国以外の債券指数に連動する投資対象ファンド　55%

合 計 100%

☆市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として3ヶ月に1回、基本投資割合へ戻す調整を行います。

☆基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に 1 回行います。

本ファンドは、対象指数への連動を目指す上場投資信託証券に投資することでブルームバーグ・グローバル総合インデックス（米ドルヘッジ）（円換算ベース）への連動を目指しますが、上場投資信託証券の市場価格の動きと対象指数の動きとの乖離により、本ファンドの基準価額の変動がブルームバーグ・グローバル総合インデックス（米ドルヘッジ）（円換算ベース）と乖離する可能性があります。詳しくは、投資リスクのページをご覧ください。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 主な投資制限

◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
◆外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
◆株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

◆ブルームバーグ・グローバル総合 インデックス（米ドルヘッジ）（円換算ベース）

5. 信託設定日

◆2013 年 5 月 13 日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆ファンドの受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき等には、繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

◆原則として、毎年 5 月 12 日（休業日の場合は翌営業日）

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI・i シェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。(201304_2608)

確定拠出年金向け説明資料

SBI・i シェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド
（愛称：サクっと全世界債券）

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

9. 信託報酬

◆ファンドの日々の純資産総額に年率 0.0638％（税抜：0.58％）を乗じて得た金額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬の配分（税抜）＞

支払先	料率
委託会社	年 0.022％
販売会社	年 0.022％
受託会社	年 0.014％

上記各支払先への料率には、別途消費税率等相当額がかかります。

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬*1	年 0.052％程度
実質的な負担（概算値）*2	年 0.1158％（税込）程度

＊1.投資対象ファンドの信託報酬率を基に基本投資比率で試算した信託報酬率であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により数値が変動する場合があります。

＊2.本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

10. 信託報酬以外のコスト

◆お買付時に直接ご負担いただく費用はありません。

ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報 告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差し引かれます。また、ファンドのベンチマーク に関係する費用等が発生することとなった場合には、これらの費用についても、ファンドが負担する場合 があります。

※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

11. お申込み単位

◆1円以上1円単位

※年 1 回決算時に分配方針に基づき分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。

12. お申込み価額

◆ご購入約定日の基準価額

13. お申込み手数料

◆ありません。

14. ご解約価額

◆ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

◆ありません。

16. 収益分配

◆年1回の決算日（原則として 5 月 12 日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。

※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。

※収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

◆ニューヨークの証券取引所及びニューヨークの商業銀行が休業となる日は、お申込できません。（なお、お申し込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。）

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI・i シェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。（201304_2608）

確定拠出年金向け説明資料

SBI・i シェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド
（愛称：サクっと全世界債券）

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

◆確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持ち分の計算方法

◆解約価額×保有口数

※解約価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

◆SBIアセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号

加入協会/一般社団法人資産運用業協会、

23. 受託会社

◆株式会社りそな銀行

（信託財産の保管・管理業務等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【債券価格変動リスク】

債券（公社債等）は、国内外の政治・経済情勢、市場環境・需給等を反映して価格が変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【為替変動リスク】

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【信用リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【流動性リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

◆基準価額とベンチマークの動きの乖離リスクについて

本ファンドはベンチマークであるブルームバーグ・グローバル総合インデックス（米ドルヘッジ）（円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

ただし、主として以下の要因等により、ベンチマークの変動を基準価額の変動に適正に反映することができない場合がありますので、ご留意ください。

・上場投資信託証券の約定価格と基準価額の算出に使用する上場投資信託証券の価格に差が生じた場合
・上場投資信託証券を利用した場合において、上場投資信託証券の価格と連動対象指数の値動きに差が生じた場合
・上場投資信託証券の最低取引単位の影響
・売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等の負担
・連動対象指数の採用銘柄の変更や指数の算出方法の変更等による影響
・大幅な変動や急激な変動、流動性の低下等により、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

＊　上記の要因は主なものであり、上記以外の要因によっても運用目標が達成できない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI・i シェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。（201304_2608）